

平成18年(あ)第346号

決 定

本 籍 横浜市港北区大豆戸町180番地205

住 居 横浜市金沢区富岡西3丁目18番9号

グランデュール富岡201号室

無 職

野 村 一 也

昭和40年2月25日生

上記の者に対する業務上過失傷害被告事件について、平成18年1月25日東京高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護士[]の上告趣意は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法414条、386条1項3号、181条1項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成18年4月24日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官

甲 斐 中 辰 夫

裁判官

横 尾 和 子

裁判官

泉 德 治

裁判官

島 田 仁 郎

裁判官

才 口 千 晴

これは謄本である。

平成18年4月24日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 狩 野

